

これまでに制定された日本工業規格（JIS）は 10289 件（2012 年 3 月末現在）、そのうちで用語規格とみなされるものは 329 件である。用語規格ではない規格でも、その多くは本文の最初に用語リストを掲げ、「標準化は用語から始まる」という ISO 事務総長のメッセージをふまえているといえよう。

ISO 規格、IEC 規格、JIS 規格には International Classification for Standards (ICS) に基づく番号が付与される。用語規格は 01.040 に一括されているので、分類項目ごとに JIS、ISO、IEC 規格件数を示す。

| | JIS | ISO | IEC |
|--------------------------|-----|-----|-----|
| 01.040.01 総論，標準化，… | 6 | 9 | 6 |
| 01.040.03 サービス，経営管理， | 11 | 13 | 4 |
| 01.040.07 数学，自然科学 | 8 | 7 | 11 |
| 01.040.11 医療技術 | 9 | 20 | 1 |
| 01.040.13 環境保護，安全 | 6 | 32 | 3 |
| 01.040.17 度量衡，物理的現象 | 18 | 24 | 13 |
| 01.040.19 試験 | 1 | 7 | 0 |
| 01.040.21 機械的システムおよび… | 15 | 29 | 0 |
| 01.040.23 流体システムおよび… | 12 | 16 | 0 |
| 01.040.25 生産工学 | 37 | 48 | 3 |
| 01.040.27 エネルギーおよび熱伝達工学 | 28 | 18 | 3 |
| 01.040.29 電気工学 | 8 | 0 | 58 |
| 01.040.31 エレクトロニクス | 6 | 9 | 21 |
| 01.040.33 電気通信工学，オーディオ，… | 4 | 0 | 20 |
| 01.040.35 情報技術，事務機械 | 38 | 57 | 41 |
| 01.040.37 映像技術 | 8 | 33 | 0 |
| 01.040.39 精密機械，宝石類 | 1 | 6 | 0 |
| 01.040.43 自動車工学 | 20 | 36 | 0 |
| 01.040.45 鉄道技術 | 6 | 0 | 0 |
| 01.040.47 造船，海洋構造物 | 29 | 11 | 2 |
| 01.040.49 航空機，宇宙工学 | 10 | 17 | 0 |
| 01.040.53 荷役設備 | 17 | 35 | 0 |
| 01.040.55 包装，物流 | 8 | 8 | 0 |
| 01.040.59 繊維および皮革技術 | 27 | 61 | 0 |
| 01.040.61 被服工業 | 4 | 1 | 0 |
| 01.040.65 農業 | 0 | 26 | 0 |
| 01.040.67 食品技術 | 1 | 17 | 0 |
| 01.040.71 化学技術 | 11 | 15 | 0 |
| 01.040.73 採鉱，鉱物 | 3 | 5 | 0 |
| 01.040.75 石油および関連技術 | 1 | 13 | 0 |
| 01.040.77 金属工学 | 15 | 25 | 0 |
| 01.040.79 木材工業 | 6 | 52 | 0 |
| 01.040.81 ガラスおよびセラミック工業 | 1 | 6 | 0 |
| 01.040.83 プラスチック工業 | 10 | 19 | 0 |
| 01.040.85 紙パルプ工業 | 2 | 6 | 0 |

| | | | |
|-----------------------|---|----|---|
| 01.040.87 塗料および色材工業 | 7 | 1 | 0 |
| 01.040.91 建築および建設材料 | 7 | 20 | 1 |
| 01.040.93 土木工学 | 2 | 5 | 0 |
| 01.040.95 軍事工学 | 0 | 0 | 0 |
| 01.040.97 家庭用及び商業用設備… | 2 | 11 | 0 |

JIS の件数が分野によって大きく変動しているのは、用語の標準化の必要にせまられている業界かそうでないかによるのであって、国家としての用語政策を反映するものではない。

「貿易の技術的障害に関する協定（WTO/TBT 協定）」の第 1.1 条には、「標準化及び適合性評価手続に関し用いられる一般用語は、当該用語が用いられている文脈を考慮し、かつ、この協定の対象及び目的に照らして、原則として国際連合（UN）およびその関連機関において、または国際標準化機関（ISO、IEC など）により採用された定義と同一の意味で使用される」とあり、さらに「工業品および農産品を含め、すべての製品はこの協定の規定の適用を受ける」とつけ加えている。WTO 加盟国は国際規格で定められた用語をその定義のもとで使用することを義務づけられる。国家規格と国際規格との間には、2 段階の対応（「一致」している（IDT）」および「修正している（MOD）」がある。日本政府は、JIS 原案作成にあたって、TBT 協定に基づき、対応を IDT にするよう指導している（“JIS と国際規格との整合化の手引き”，1999）。

JIS 用語規格のうちで、205 件が ISO/IEC 用語規格と対応するまでになった。カタカナ表記の用語を多く含む用語規格（情報技術の分野など）では IDT とすることは可能だろうが、伝統技術をふまえた分野では整合は困難で、用語規格には IDT はありえないという意見がある。

参考資料：太田泰弘，専門用語の標準化はなぜ必要か，標準化と品質管理，2011，vol.64，no.3，p.82-85

（太田泰弘）

前回の追記：

ISO 26324 Information and Documentation – Digital Object Identifier System 識別子：RA: International DOI Foundation; 国内 RA: Japan Link Center

参考資料：武田英明，Web 時代の識別子と典拠を考える，情報の科学と技術，2011，vol.61，no.11，441-446; 蔵川圭，Web 上に公開される著者のデータベースと識別子，情報の科学と技術，2011，vol.61，no.11，447-452